

改正案 (H30.10 改正)	現 行
<p style="text-align: center;">第1編 共通編</p> <p>第1章 総 則</p> <p>第1節 総則</p> <p>1-1-2 ~ 1-1-13 [略]</p> <p>1-1-14 施工体制台帳及び施工体系図</p> <p>1. ~5. [略]</p> <p>6. 原則として県発注工事においては、全ての社会保険等未加入業者を下請契約（二次以下を含む）の相手方としないこととする。 また、提出書類により[削除] 下請負人が社会保険等に未加入であることが判明した場合には、受注者は、発注者からの通知に基づき具体的な理由を記載した書面（以下「理由書」という。）を速やかに発注者に提出しなければならない。</p> <p>7. ~9. [略]</p> <p>10. [削除]下請負人が社会保険等未加入建設業者の場合には、建設業担当部局等による社会保険等の加入に係る指導等が行われるため、受注者及び当該下請負人は、適切に対応しなければならない。</p> <p>1-1-15 ~ 1-1-51 [略]</p> <p>第2章 ~ 第17章 [略]</p> <p>第18章</p> <p>第1節 ~ 第2節[略]</p> <p>第3節 堤体工</p> <p>18-3-1 ~ 18-3-11 [略]</p> <p>18-3-12 腰ブロック工</p> <p>受注者は、腰ブロックの水抜孔の施工に当たり、硬質ポリ塩化ビニル管（VPφ50mm）を1㎡に1箇所程度の割合で設置しなければならない。</p> <p>18-3-12 [略]</p> <p>第4節 ~ 第7節[略]</p> <p>第19章 ~ 第21章 [略]</p> <p>参 考 [略]</p>	<p style="text-align: center;">第1編 共通編</p> <p>第1章 総 則</p> <p>第1節 総則</p> <p>1-1-2 ~ 1-1-13 [略]</p> <p>1-1-14 施工体制台帳及び施工体系図</p> <p>1. ~5. [略]</p> <p>6. 受注者は、原則として、社会保険等未加入業者を下請契約（受注者が直接契約締結するものに限る。）以下「1次下請契約」という。）の相手方としないこととする。 また、提出書類により1次下請負人が社会保険等に未加入であることが判明した場合には、受注者は、発注者からの通知に基づき具体的な理由を記載した書面（以下「理由書」という。）を速やかに発注者に提出しなければならない。</p> <p>7. ~9. [略]</p> <p>10. 1次下請負人以外の下請負人が社会保険等未加入建設業者の場合には、建設業担当部局等による社会保険等の加入に係る指導等が行われるため、受注者及び当該下請負人は、適切に対応しなければならない。</p> <p>1-1-15 ~ 1-1-51 [略]</p> <p>第2章 ~ 第17章 [略]</p> <p>第18章</p> <p>第1節 ~ 第2節[略]</p> <p>第3節 堤体工</p> <p>18-3-1 ~ 18-3-11 [略]</p> <p>18-3-12 腰ブロック工</p> <p>受注者は、腰ブロックの水抜孔の施工に当たり、硬質ポリ塩化ビニル管（VUφ40mm）を1㎡に1箇所程度の割合で設置しなければならない。</p> <p>18-3-12 [略]</p> <p>第4節 ~ 第7節[略]</p> <p>第19章 ~ 第21章 [略]</p> <p>参 考 [略]</p>